生物多様性とくしま戦略2018-2023 概要版 ~とくしまを活かすとくしまの自然~

長期目標

「生物多様性という地域資源を活かした コンパクトな循環型社会の実現」

1 生物多様性とくしま戦略の改定について

現行戦略策定後の国内外における生物多様性に関連する動向を踏まえ、 国連加盟国の共通目標である「持続可能な開発目標(SDGs)」, 気候変動の「緩和策」及び気候変動への「適応策」の考え方を盛り込み改定する。

2 戦略改定の背景

- 〇 世界の動向
- 国連サミットでの「持続可能な開発の ための2030アジェンダ」の採択
- <持続可能な開発目標(SDGs)>
- 気候変動枠組条約締約国会議での 「パリ協定」の採択
- 「エシカル消費」への取組の加速

- 〇 国内・県内の動向
- 「徳島県脱炭素社会の実現に向けた 気候変動対策推進条例」の施行
- 「気候変動適応法」の成立
- <緩和策・適応策での気候変動対策>
- 「徳島県治水及び利水等流域における 水管理条例」の施行

3 生物多様性について

- 〇 生物多様性とは
- 1 生態系の多様性多種多様な自然
- 2 種の多様性多種多様な生き物
- 3 遺伝子の多様性同じ種でも多様な個性





- 〇 生態系サービス (生物多様性がもたらす恵み)
- _____ 1 基盤サービス 栄養や水の循環など
- 2 供給サービス 水,食料,燃料など
- 3 文化的サービス 保健休養,教育,信仰など
- 4 調整サービス 気候,大気,生物など





〇 生物多様性4つの危機

第1 開発など人間活動による危機

森林、農地及び河川などの開発、乱獲や盗掘、オーバーユース

第2 自然に対する働きかけの縮小による危機

中山間地域での人間活動の低下、増加した鳥獣による被害

第3 人間により持ち込まれたものによる危機

害虫やペットなど外来生物、殺虫剤や除草剤など化学物質

第4 地球温暖化による危機

気候変動、海洋の酸性化など

4 4つの観点から課題抽出

- 1 日々の暮らしの中で取り組むべき課題 → P3
- 2 生物多様性の損失や生態系の劣化を止める上での課題 → P3~P5
- 3 良好な生態系を保全し、劣化した生態系を修復し、活用していく上での課題 → P5
- 4 社会の仕組みや制度として整えるべき課題 → P6

重点プロジェクト

方向性	重点プロジェクト
I	(1) 自然と生き物に優しい,エシカルな消費・暮らしの提案 SDGsの考え方やエシカルな暮らしの県民への浸透を図る。 (P7 行動計画8を参照ください)
自然と生き物に 優しく エシカルに暮らす	(2) 生物多様性リーダーの継続的な育成と活躍の場づくり 生物多様性リーダーの育成とリーダーによる生物多様性に 配慮した暮らしの呼びかけを行う。 (P7 行動計画1を参照ください)
Ⅱ 生物多様性の損失	(3) 「徳島県版生態系影響外来種リスト(仮称)」の公表と外来種のモデル的な駆除の実施 外来種による生態系への影響の周知・啓発とモデル的な 駆除活動を実施する。 (P8 行動計画18及び19を参照ください)
や生態系の劣化を阻止する	(4) 自然エネルギーの利用を促進するための生物多様性や生態系の保全への配慮のあり方についての検討 各種事業の実施に伴う土地利用に関し、生物多様性や生態系の保全についての配慮方針のあり方を検討する。 (P8及びP12 行動計画17及び51を参照ください)
Ⅲ 生態系の保全 •	(5) 「とくしま生態系レッドリスト(仮称)」の公表と それに基づく貴重な生態系の保全・活用方針の検討 県内の特に貴重な生態系についての情報発信と持続可能な 活用方法を検討する。 (P9及びP10 行動計画33及び36を参照ください)
回復・持続可能な活用を推進する	(6) 生態系を活用した減災・防災 (Eco-DRR)のあり方についての検討 森林や農地等の生態系が持つ水源涵養等の機能を活用した減災・防災の推進のあり方を検討する。 (P9及びP11 行動計画34及び45を参照ください)
IV 生物多様性や	(7) 事業者等の生物多様性や生態系の保全への取組みに 関する認証制度の創設 認証制度の創設と消費者への浸透を図る手法を検討する。 (P12 行動計画52を参照ください)
生態系を保全する仕組みをつくる	(8) 生物多様性の保全活動を推進・継続するための 資金調達のあり方に関する検討 生物多様性の保全活動を推進・継続していくための民間資金の 活用手法を検討する。 (P12 行動計画56を参照ください)

生物多様性と生態系の保全と活用に係る現状と課題

1. 日々の暮らしの中で取り組むべき課題

- (1) 日々の暮らしに生物多様性がどのように関わっているのかについて理解が進んでおらず、 生物多様性の認知度が低い
- (2) 市町村での生物多様性地域戦略の策定が進んでいない
- (3) 企業・事業所・教育機関等で、安定的に事業を展開していく上での 生物多様性の保全及びリスク管理の必要性について、理解が十分進んでいない
- (4) 市町村や企業・事業所での取り組みを支援するガイドラインが策定されていない
- (5) 衣食住に係る日々の暮らしに必要な資源を輸入に依存し、大量消費することが、 発展途上国の生物多様性の損失や生態系の劣化を引き起こしている
- (6) 農林業の担い手の高齢化・減少が進み、自然資源の管理・活用ができなくなりつつある
- (7) 自然資源を管理・利用するための仕組みとしての知恵や、伝統的文化が失われつつある
- (8) 自然資源を管理・利用するための技術を継承する担い手の育成が十分でない
- (9) 自然の中で遊ぶ機会が減少している
- (10) 自然と人との関係によって創り出される景観の価値が忘れられている
- (11) 外来種問題の普及・啓発が十分進んでいない
- (12) 日々の暮らしに自然からの恵みを利用する持続可能な暮らしへの転換が進んでいない

2. 生物多様性の損失や生態系の劣化を止める上での課題

〈第1の危機: 開発や過度の利用によって生じる課題〉

- (13) 登山者による林床や山頂部ササ草原の踏みつけにより登山道の浸食や植生の荒廃が生じている
- (14) 山岳トイレからの汚水・汚物の流出により湧き水や渓流の水質が悪化している
- (15) 観光者・登山者が捨てるゴミの増加により自然の質が低下している
- (16) 盗掘、乱獲により生物多様性が損なわれ、絶滅リスクが増大している
- (17) 里山や河川へのゴミの不法投棄により自然の質が低下している
- (18) ダムや堤防等の河川工作物により陸域と水域とのエコトーンが分断され、野生生物の生息・生育場所が失われている
- (19) ダム等による土砂捕捉によって河川内での土砂供給量が減少し、川底の低下や河川環境が変質・悪化している

- (20) 大規模な宅地開発等により生態系からの調整サービスを得にくくなっている
- (21) 乾田化による湿地的環境の減少により、生物の生息・生育地としての水田の質が劣化している
- (22) 小河川の埋め立てや用水路の暗渠化により、水辺の生息・生育地が奪われている
- (23) 小河川や農業水路網における「河川、水路、水田ネットワーク」の分断化が進んでいる
- (24) 用排水路への生活排水混入により水質悪化が生じている
- (25) コンクリート舗装やアスファルト舗装が増え、「土」の道や畦が減ってきている
- (26) 公園の樹木や街路樹等の行き過ぎた剪定・管理により、都市内緑地の質が低下している
- (27) 埋め立てやコンクリート護岸化により干潟,藻場,塩性湿地等が減少している
- (28) かつての捕獲や生息地となる広葉樹林の減少によりツキノワグマ個体数が激減し、 絶滅が危惧されている
- (29) 自然エネルギーの利用など各種事業の実施に伴う土地開発と、生物の生息・生育地の保全との間での両立を図る必要がある

<第2の危機:自然との関わりの喪失や管理不足によって生じている課題>

- (30) 管理不足により過密状態のスギ,ヒノキ人工林が増加したため、 渓流水の減少や水枯れの発生が生じている
- (31) 管理不足により林床が暗くなった下草のないスギ,ヒノキ人工林では、表土の流出が増加している
- (32) 手入れ不足で下草のない人工林では、生物相が劣化している
- (33) 里地里山が利用されなくなったため、里山や草原での遷移が進行し、人里で身近だった生物の絶滅の危険性が増大している
- (34) 管理放棄された竹林からの竹の侵入により、周辺の森林が竹林へと変化している
- (35) 耕作放棄地の増加や狩猟者の減少によってイノシシ等が増加して,農業被害が生じている。 街中でもイノシシと遭遇し,人が怪我をする事例も生じている
- (36) ニホンジカの増加により農業・林業被害の増大および自然植生への被害が広がっている

<第3の危機:地域外から持ち込まれた化学物質や外来種等によって生じる課題>

- (37) 農薬等による生物多様性の損失や生態系劣化が懸念される
- (38) 農薬や化学肥料等による地下水の水質悪化が懸念される
- (39) 汚水処理人工普及率の向上が十分とは言えず、河川の水質への影響が懸念される
- (40) 緑化等に用いられた外来植物が逸出し、導入地外で繁殖している
- (41) ペットや観賞用に購入した動・植物の安易な野外放逐により、外来種が野外で繁殖し、 地域在来の種の存続を脅かしたり、農業生産物に被害を与える事例が生じている

(42) 貿易等による物資の移動に伴い,非意図的に侵入した外来種が生活を脅かしたり, 農業生産物に被害を与えたりする事例が生じている

<第4の危機:気候変動によって生じる課題>

- (43) 海水温上昇により魚種やサンゴの状況に変化が生じている
- (44) 気温上昇により、剣山等の高所域・冷温帯域で生息・生育する種の存続が脅かされている
- (45) 台風の巨大化に伴う大雨や暴風の増加が、生態系の変動量を増大させ、安心・安全な暮らしを脅かしている

3. 良好な生態系を保全し、劣化した生態系を修復し、活用していく上での課題

- (46) 「とくしまビオトープ・プラン」が十分活用されていない
- (47) 「徳島県公共事業環境配慮指針」及び「徳島県田園環境配慮マニュアル」による環境配慮を さらに浸透させる必要がある
- (48) 残すべき生態系の選定及び保全・活用のあり方をさらに進める必要がある
- (49) 自然環境保全地域の追加選定に関して研究する必要がある
- (50) 希少野生生物保護区の追加指定に関して研究する必要がある
- (51) 県立自然公園の保護計画に定める地域区分の見直しに関して、研究する必要がある
- (52) 科学的な根拠に基づく県域全体の森林配置・利用について、検討を進める必要がある
- (53) 自然林を再生するための科学的・技術的な蓄積を図る必要がある
- (54) 鳥獣保護区の設定や自然公園への指定についての見直しを続けていく必要がある
- (55) 国立・国定公園特別地域、県自然環境保全地域特別地区、県立自然公園特別地域における、 環境大臣や知事が指定する動植物を放つ、植える及び種子をまくことを規制する制度を活用した 外来種対策について研究を進める必要がある
- (56) 「徳島県立自然公園条例」に基づく県立自然公園特別地域において, 知事が指定する動植物の捕獲・採取等の規制を推進するための方策を研究する必要がある
- (57) 「自然公園法」に基づく採取・損傷による規制について, 対象とすべき種の見直しについて研究し,必要に応じて国へ働きかけを行う必要がある (約180種類の植物が指定されているが,動物については指定がない)
- (58) 希少動物を保護するため、海洋保護区の設定に係る研究を進める必要がある
- (59) 干潟の減少を防ぎ、あるいは拡大を図るための研究を進める必要がある
- (60) 潜在的な自然資源を掘り起こし、エコツアー等への展開を図っていく必要がある
- (61) 生物や生態系の状態に関する調査やモニタリングを積極的に実施していく必要がある

4. 社会の仕組みや制度として整えるべき課題

- (62) 関係主体間相互での情報共有の仕組みを整備していく必要がある
- (63) 県が行う施策と事業者や市民団体等が行う活動に関して、 相互に共有する場や機会を増やす必要がある
- (64) わかりやすい双方向のインターネット情報システムの活用を図る必要がある
- (65) 藻場、干潟、造礁サンゴ等、自然沿岸域を保護・保全するための仕組みを充実させる必要がある
- (66) 農作物や自然植生へのシカ食害防止等, 防除対策を推進するための仕組みを充実させる必要がある
- (67) 生態系を活用して気候変動に伴う自然災害に備えるため、「徳島県治水及び利水等流域における 水管理条例」の理念を実現するための社会の仕組みづくりを進める必要がある
- (68) 新たな価値を森林に付与していくための仕組みを整える必要がある
- (69) 生物多様性に考慮した農作物の流通を支える仕組みを充実させる必要がある
- (70) 伝統的な作物等を継承してくための仕組みを整える必要がある
- (71) 協働を推進するためのマネジメントを担う 「とくしま生物多様性センター」が十分に機能を発揮できる環境づくりが必要である
- (72) 協働の取り組みを推進するためのマネジメント体制及び情報共有の仕組みを整える必要がある
- (73) エシカル消費を推進する動きと連動して、 生物多様性の主流化を図ってゆくための仕組みをつくる必要がある
- (74) 「とくしま生物多様性活動推進協議会」を核とした, 企業等との連携活動を進めるための仕組みをつくる必要がある
- (75) 生物多様性の主流化に向けた活動を継続的に実施していくための資金調達の方法について 研究していく必要がある

方向性	持続可能な開発目標 (SDGs)との関連性	目標	番号	生'	物多様性戦略行動計画	課題群
	4 質の高い教育を みんなに		1	生物多様性リーダーの育成	生物多様性とくしま会議等との連携のもと、生物多様性リーダー及び生物多様性アドバンストリーダーを育成します。また、農業など分野別に特化した生物多様性人材育成プログラムを検討していきます。	
	5 ジェンダー平等を 実現しよう 8 働きがいも 経済成長も	?	2	生物多様性 環境学習 ブログラムの推進	教育委員会や学校、また、NPO等との連携のもと、学校教育において生物多様性に関する環境学習プログラムを積極的に推進していきます。	
	10 从中国の不平等 をなくそう	1 自然・生き物と 人が共生した	3	自然環境の 保全活動を担う 人材の育成	とくしま環境学講座の開催、エコみらいとくしまで実施する実践活動、登山マナーアップ・キャンペーンの実施など生涯教育を通じて環境人材の養成を推進します。	1,3, 5,6, 7,8,
	11 住み続けられる まちづくりを	持続可能な社会を 築くための 人材を育成する	4	生物多様性の 啓発・保全 プログラムを 実施できる 団体の育成	生物多様性とくしま会議等との連携のもと、生物多様性リーダー育成に係るプログラムの基準及び作成・運営方法についての情報を提供し、生物多様性の啓発・保全プログラムを作成・運営できる団体を育成します。	-9,10, 13,14, 15,16, 63
	12 つくる責任 つかう責任	12 つくる責任 つかう責任 17 パーケーシップで 日限を意味しよう	5	野生鳥獣管理の担い手の育成	県猟友会等と連携しながら,新規狩猟者を 確保しつつ野生鳥獣管理の担い手育成に努 めます。	
I 自然と生き物に 優しく す	17 パートナーシップで 目標を達成しよう		6	協働活動や 農林水産業に 参画する 多様な 担い手の育成	ボランティアや企業・県民と協働した森林づくりや、農山漁村の保全活動を推進することにより、都市部住民やNPO法人等の多様な主体を育成します。	
			7	市町村のための 生物多様性 地域戦略策定 ガイドラインの 作成と情報提供	生物多様性地域戦略は、県のみならず、市町村でも策定していく必要があります。そのため、県はガイドラインを作成し、市町村の地域戦略の策定を支援します。また、世界や全国での取り組みについて情報共有していけるよう、「生物多様性自治体ネットワーク」への参加を促します。	
		2	8	とくしま 生物多様性 センターの マネジメント による情報共有の 促進	とくしま生物多様性センターは、NPOや民間団体のネットワーク組織である生物多様性とくしま会議と定期的に情報共有を図り、また、「とくしま生物多様性活動推進協議会」の事務局として、県、民間団体、民間事業者、大学など、関連組織・団体等との間での情報共有を促進し、協働活動をマネジメントします。	1,2, 4,7, 8.10.
		と生き物を 守っていくための 情報を集積・共有 する	9	大学・研究機関等 との連携による 科学的知見の 集積・共有	自然環境保全活動やモニタリング調査等の活動を行う団体(地域の自治組織も含む)とその取組みを把握し、関連組織・団体等との間で情報共有します。	11,12, 26,60, 61,61, 63,64, 68,71,
			10	自然環境保全活動 やモニタリング調 査等を行う団体に 係る情報の共有	保全活動やモニタリング調査等の活動を行う団体(地域の自治組織も含む)と、その 取組みを把握し、関連組織・団体等で情報 共有します。	72
			11	官民協働による 指標生物調査の 実施	NPO法人や大学・博物館・ネイチャーセンター等との協働により、指標生物の生息・ 生育調査を行い、自然環境の状態を把握・ 診断して、県民等に発信します。	
			12	自然資源の 管理に関する 伝統的文化・ 技術の 協働調査の実施	大学や民間団体等と連携して自然資源の管理に関する伝統的文化・技術に係る調査を行い,後世へ保存・継承できるよう努めます。	

方向性	持続可能な開発目標 (SDGs)との関連性	目標	番号	生!	物多様性戦略行動計画	課題群
	3 すべての人に 健康と福祉を	6 安全な水とトイレ を世界中に フェルチーをかんなに もしてクリーンに	13	県民の 生活排水対策に 向けた啓発・支援 及び 事業場排水の 適正処理のための 施策の実施	県民の生活排水対策に向けた啓発・支援及 び事業場排水の適正処理のための施策を実施し、県民の水質環境保全に関する意識向 上に向けた啓発・指導・支援を行うこと で、河川等の水質の維持・向上をめざします。	
	7 エネルギーをみんなに もしてクリーンに		14	「とくしま 生活排水処理構想 2017」の推進	「とくしま生活排水処理構想2017」に基づき汚水処理施設の整備促進を図ることで、河川等の水質の維持・向上をめざします。	
	12 つくる責任 つかう責任	3 化学物質による 自然への 負荷を減らす	15	公共用水域等の 水質測定調査の 実施	毎年度、国、県、市町村と共同で、公共用 水域及び地下水の水質測定を実施し、県民 の水質への意識付けを図り、水質の維持・ 改善をめざします。	17,30, 37,38, 39,43, 45
Ⅱ 生物多様性の損失や 生態系の劣化を 阻止する	13 気候変動に 具体的な対策を		16	環境への負荷の 少ない 「持続性の高い 農業」の推進	環境に配慮した持続性の高い生産方法で栽培される「エシカル農産物(GAP認証取得農産物、エコファーマー生産農産物、有機農産物)」の生産状大を図ることで、化学肥料や農薬等の使用を低減し、農業生産に伴う環境負荷を低減していきます。	
	15 降の豊かさも 守ろう		17	「徳島県 脱炭素社会の 実現に向けた 気候変動対策 推進条例」の推進	県民や事業者とともに脱炭素社会への動き を加速化することで,温暖化による自然へ の負荷を減らします。あわせて,気候変動 に適応する社会の構築に努めます。	
	<u> </u>		18	「徳島県版 生態系影響 外来種リスト (仮称)」の 普及啓発	「徳島県版生態系影響外来種リスト(仮称)」を公表し、生態系に悪影響を及ぼす可能性がある外来生物に関する情報を提供します。	
			19	官民協働による 侵略的外来種の 発見・情報共有の 推進	外来生物に関する生息状況を把握し、県民へ広く情報提供することで、防除対策に役立てます。また、必要に応じて、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき防除にあたる国に協力して、県民、事業者等との連携により防除対策を実施します。	
		4 外来生物の進入や 野生鳥獣の増加 による 自然への負荷 を減らす	20	農林水産物への 鳥獣被害防止 対策の推進	「徳島県鳥獣被害防止センター」が中心となり、農林水産物への鳥獣被害に係る総合的な対策を推進します。	11,35, 36,40, 41,42, 48,66
		21	「徳島県 特定鳥獣適正管理 計画」に基づく 野生鳥獣の 適正管理の推進	平成28年度に策定した適正管理計画に基づき、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルの適正管理を継続的に推進し、地域と連携して農林水産業への被害を軽減します。「農林業被害対策」については、新たな防除技術を取り入れながら、集落ぐるみの総合的な対策を進めていきます。また、水産業に被害を与え連合や関係他県との連携にては、関西広域連合や関係他県との連携により、新たに捕獲や防除手法の検討を行うなど、被害の軽減等を研究します。		

方向性	持続可能な開発目標 (SDGs)との関連性	目標	番号	生生	物多様性戦略行動計画	課題群
	3 すべての人に 健康と福祉を — ◆ ◆	3 すべての人に 健康と福祉を	22	「徳島県 希少野生生物の 保護及び継承に 関する条例」の 推進	希少野生生物保護検討委員会を継続的に開催し、レッドリストの見直し、指定希少野生生物や希少野生生物保護区の指定および管理方針の策定等を進めます。	
	6 安全な水とトイレを世界中に		23	絶滅危惧種の 保護・増殖 に向けた 定期的見直しの 実施	希少野生生物保護検討委員会において、徳島県版レッドリストの見直しについて、調査・検討を進めます。また、徳島県版レッドリストについて、県民への周知に努めて適切な保護につなげます。	
	8 働きがいも 経済成長も		24	希少野生生物の 生息区域外での 保全に係る モデル的 取り組みの実施	カワバタモロコやオヤニラミのように、生息区域の環境悪化のため絶滅の危険性が高い希少野生生物を生息区域外で保全し、生息地の環境改善が図られた後、本来の生息地に戻すような取り組みの効果を実証し、推進していきます。	
	11 住み続けられる まちづくりを		25	ニホンカモシカ 調査の実施	国の特別天然記念物であるニホンカモシカの生息調査を文化庁の指導を受けながら継続的に行っていきます。	
	12 つくる責任 つかう責任		26	ツキノワグマの 生息調査の実施 及び 保護・増殖対策の 検討	県内外の研究機関やNPO等と連携し、ツキノワグマの分布範囲などの生態調査を継続するとともに、保護・増殖対策について検討します	
13 紫候変動に 14 端の駅からを でする) 生態系の保全・ 回復・持続可能な 活用を推進する 15 降の費かきも サラン・ サラン・ 15 降の費かきも サーン・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		4 ^{第の書かさを}	27	県産郷土作物等の 品種の調査・ 資源の保存	地域固有の風土や自然環境と結びついた郷土品種の調査を行うとともに, 県産郷土作物等の遺伝資源の保存及びこれら新品種の育成と新たな用途開発による需要の掘り起こしを推進します。	
			28	剣山周辺の 良好な生態系の 保全と再生	剣山地域ニホンジカ被害対策協議会と協働で防護柵設置等の施設管理を継続し、剣山国定公園内での希少野生植物へのニホンジカの食害対策を推進します。また、国やNPO等との協働で樹木ガードを設置し、植生の保護に努めます。	28,30, 31,32, 36,43, 50,51, 54,55, 56,57, 58,61, 70
			29	四国山系の コリドー ネットワーク づくりを検討	国・県指定鳥獣保護区、緑の回廊に加えて、指定猟法禁止区域の指定により、希少な野生動物の生育・生息地の保護に努めます。	
			30	自然公園地域の モニタリング 調査や保護活動の 推進	公園監視団体(NPO法人)と連携して, 自然公園監視員による監視・指導を行い, 違法行為や自然災害の早期発見に努めて, 自然公園地域の環境保全を図ります。	
			31	里海づくりの推進	瀬戸内法に基づき、内海の環境保全に努めるとともに、NPO法人等との協働により流域単位で森林から海まで一体となった里海づくりの活動に取り組みます。	
			32	海洋保護区の検討	国が策定した海洋生物多様性保全戦略の視点に立ち、海洋保護区の設定について研究・検討を行います。	
			33	「とくしま生態系 レッドリスト」の 作成と活用		
	3	34	奥地の水源地や 景観及び 自然環境の保全を 図るための 保安林指定の推進	引き続き、森林所有者の理解を得ながら、 奥地の水源地や景観及び自然環境の保全を 図るための、保安林指定を推進します。		

方向性	持続可能な開発目標 (SDGs)との関連性	目標	番号	生!	物多様性戦略行動計画	課題群		
	3 すべての人に 健康と磁祉を ハン・	35	剣山頂上部の 植生の 保護と再生	剣山頂上付近の植生を登山客による踏みつけから守るため木道を設置し、NPO等と連携して維持管理するとともに、踏みつけ等によって劣化した植生の再生を図るため、国やNPO等との協働で植生マットを設置し、継続的にモニタリングしてゆきます。				
	8 働きがいも 経済成長も			36	とくしま ビオトープ・ プランの推進	剣山系を中心に、良好な生態系が残された核となる地域を保護区とし、その周辺に良好な生態系を復元・創出することでその面積を拡大し、ビオトーブ・ネットワークを強化してゆけるよう検討します。		
	11 住み続けられる まちづくりを		37	高丸山 千年の森づくりを モデルとした 自然再生型植栽の 推進	森林を皆伐する時に高木性の広葉樹をできるだけ残し、自然撒種更新を図るとともに、地元産の種子を育苗した植栽を推進します。			
Ⅲ 生態系の保全・ 回復・持続可能 活用を推進する	12 つくる責任 つかう責任	5 生物・守の・安を地では、 は、 は	野生生物・ 生態系を守り, 良好な生態系を		38	「健全で豊かな 森林」をつくる ための造林や間伐 の実施, 針広混交林等への 誘導	みなみから届ける環づくり会議と連携し、 地元、那賀町内の学校を対象とした環境教育を継続し、ヤマザクラ・コナラなどの在 来植生の森林整備を推進します。	
	14 海の豊かさを 切るう			39	森林資源 モニタリング調査 を活用した 地域森林計画 による森林整備	森林資源モニタリング調査を基に流域毎に 地域森林計画を策定し、徳島県の森林関連 施策の方向や地域的な特性に応じた森林整 備と保全の目標を策定します。	13,18, 19,20, 27,30, 31,32, 33,34, 35,44, 46,52,	
	15 thotal to the state of the s		40	間伐等による 健全な森林の整備	間伐や針広混交林・複層林への誘導、広葉 樹林の整備を推進し、健全な森林の面積を 増加させます。	53,59, 61,65		
			41	産官学連携による 竹林管理の推進	「けんなん・たけのこアカデミー」を主体として、関係機関との連携による竹林整備及び竹材の有効利用を図り、竹林の再生と拡大防止に努めます。			
			42	耕作放棄地の 再生・有効活用	耕作放棄地の解消に努め、農地の有効活用 による生産性の向上、及び農業景観の保全 につなげます。			
			43	魚道整備・修繕, スリット式ダム 整備の検討・推進	魚類等の移動がダムや堰等で阻害されている河川等については、魚道の設置やスリット式ダムの整備を検討し、魚類等が生息しやすい河川に修復するよう努めます。加えて水産資源の増大と水質環境の改善を図るため、藻場造成事業の推進に努めます。			

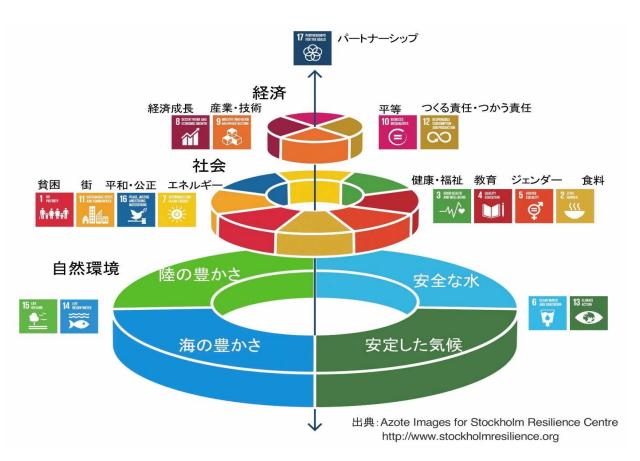
方向性	持続可能な開発目標 (SDGs)との関連性	目標	番号	生	物多様性戦略行動計画	課題群	
Ⅲ 生態系の保全・ 回復・持続可能 活用を推進する	3 すべての人に 健康と福祉を			44	干潟・藻場の 保全実現に向けた 推進	「徳島県公共事業環境配慮指針」に基づき環境への影響を回避し、低減することを優先します。また、影響回避が困難な場合は、開発行為により失われた干潟や藻場の代償措置を推進します。	
	▄█⋬≡		45	グリーンインフラ としての生態系 活用に係る検討	「徳島県治水及び利水等流域における水管理条例」では、流域において生態系を有する洪水等及び津波による浸水被害を防止することを目指しています。また、気候変動に伴う洪水災害等の頻発・激甚化への適応策として、農地や森林等の生態系が持つ水源涵養機能系を、防災・減災のためことを制力・以ていることの必要性や重要性について啓発してゆくとともに、それを実践するための方法について調査・検討などの必要な支援を行います。		
	13 気候変動に 具体的な対策を		46	森林資源の 積極的な活用を 図る「林業 プロジェクト」 の推進	「徳島県豊かな森林を守る条例」や「徳島県県産材利用促進条例」に基づき,森林の適正な管理や木材生産,県民による県産材の積極的な利用を促進します。	21,22, 23,24, 25,43, 47,67	
	14 海の豊かさを 守ろう		47	「エネルギーの 地産地消」の推進	豊富な森林資源を利用した木質バイオマスをはじめとする再生可能エネルギー利用に関する啓発を行い,エネルギーの地産地消を促進します。		
	15 Month of the state of the st		48	適正な養殖漁場の環境管理の推進	「持続的養殖生産確保法」に基づく「漁場 改善計画」の策定支援を行うとともに、 「徳島県魚類養殖指導方針」に基づく養殖 漁場の環境管理の適正化を推進します。		
			49	資源管理計画の 策定推進	「徳島県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画」及び「徳島県資源管理指針」に基づき、水産研究課を中心として資源調査体制を維持し、資源状況の把握に努めるとともに、資源管理計画の策定を推進します。		

方向性	持続可能な開発目標 (SDGs)との関連性	目標	番号	生!	物多様性戦略行動計画	課題群	
IV 生態系を保全する	5 実現しよう 実現しよう (本)	50	「徳島県公共事業 環境配慮指針」, 「徳島県田園環境 配慮基マニコイ 自然環境に 等自然環境に 配慮した 公共事業の推進	生態系の改変を伴う公共事業については、 「徳島県公共事業環境配慮指針」、「徳島県田園環境配慮マニュアル」等に基づき、 自然環境への配慮した工事を行っています。今後も、自然環境に配慮して公共事業 を進めるとともに、委員会等での外部評価 を行います。			
	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう 12 つくる責任 つかう責任		51	土地利用と 良好な生態系の 保全との両立	自然エネルギーの利用など、各種事業の実施に伴う土地利用と生態系・生物多様性の保全との間での両立を図るための調整が必要となることがあります。このため、事業者には各種法令に基づく手続きの着実な実施を求めるとともに、県としては生物多様性や生態系の保全の側面からの配慮のあり方について検討していきます。		
	13 気候変動に 現体的な対策を	保全活動促進のための仕組みと制度を整え、	保全活動 促進のための 仕組みと	52	事業者等の 生物多様性 保全に係る 取り組みを 評価認証する 制度の創設	とくしま生物多様性活動推進協議会ととも に、事業者を対象に、生物多様性保全に係 る取り組みの度合いを評価して認証する 「生物多様性活動認証制度(仮称)」を創 設して運用していきます。	
			53	関西よるに対するに、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	生物多様性や生態系の保全に配慮した農業からの農作物の供給を受け、取り組みを推進するためには、恩恵を消費する都市部からの理解と支援が必要です。関西広域連合との連携を視野にいれた仕組みづくりを検討します。	29,37, 38,47, 60,68, 69,74, 75	
			54	エシカル農産物 認証制度の推進	環境に配慮した持続性の高い生産方法で栽培される「エシカル農産物」の生産拡大を図るため、とくしま安2GAP認証制度、エコファーマー制度、有機JAS認証の取得を推進します。		
			55	森林の二酸化炭素 吸収量を活かした 排出量取引制度の 推進	森林整備等を推進するために、カーボンオフセット等の制度を活用できるよう仕組みづくりを行ってゆきます。		
		活動のための資金調達の仕組みをつくる	56	外部資金による 生物多様性や 生態系保全活動の 推進	とくしま生物多様性推進協議会と連携し、 民間団体が外部資金を導入して行う、生物 多様性や生態系の保全に向けた活動を促進 するための仕組みを検討します。		





17の持続可能な開発のための目標



SDGsのウェディングケーキ